

産業集積マップ制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の名称

「産業集積マップ制作業務」

2 業務の趣旨・目的

県内産業の成長につなげるためには、国内外からの投資を促進し、優れた人材や新しい技術を県内に呼び込むことで、こうした人材や技術が群馬県の強みである既存産業と結びつき、さらなるイノベーションを創出していくことが重要となっている。

群馬県では企業が投資を検討するために必要な県の情報や施策について、ウェブサイト等を活用して効果的に発信することで、国内外からの投資促進を目指している。

本業務はその一環として、当県の投資環境の魅力を伝えるため、県内立地企業や本県のビジネス環境としての魅力を分かりやすくまとめた産業集積マップの制作を行うものである。

3 事業の内容

別添仕様書のとおり

(採用された企画提案に基づき、業務内容を調整する)

4 委託料(上限)

金2,700千円(消費税及び地方消費税額を含むこと)

※応募に要する経費は含まない。

※選定された事業者に対しては、企画提案に基づき内容を調整の上、再度見積書の提出を依頼する。

5 契約期間

契約締結の日から令和8年3月19日(木)まで

6 応募資格

次の条件のすべてを満たしていること。

- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者
- ・破産宣告を受け復権していない者でない者
- ・銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ・会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難される関係をもつ者でないこと。
- ・国税及び地方税を滞納していない者
- ・当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者

7 スケジュール

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年9月29日(月) |
| (2) 参加申込 | 令和7年10月14日(火) 午後5時 必着
※詳細は、下記8のとおり |
| (3) 質問受付 | 令和7年10月6日(月) 午後5時 まで
※詳細は、下記9のとおり |
| (4) 応募期限 | 令和7年10月20日(月) 午後5時 必着 |

- ※詳細は、下記 10 のとおり
- (5) 審 査 令和7年10月21日(火)～令和7年10月24日(金)
- ※詳細は、下記 11 のとおり
- (6) 結 果 発 表 令和7年10月29日(水) 午後5時 までに連絡

8 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は「**参加申込書(様式1)**」をメールにて提出してください。

- (1) 提 出 期 限 令和7年10月14日(火) 午後5時 必着
- (2) 提 出 先 メール: miraitoushi@pref.gunma.lg.jp
群馬県産業経済部未来投資・デジタル産業課未来投資係
※メール件名を「**【参加申込】産業集積マップ制作業務**」としてください。
※メールにより参加申込をした後は以下まで必ずご連絡願います。
(電話) 027-898-2792

9 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から、質問を受け付けます。

- (1) 受 付 期 間 令和7年10月6日(月) 午後5時 まで
- (2) 質 問 様 式 質問書(様式2)による。
- (3) 質 問 方 法 下記の質問先に「**質問書(様式2)**」により、メールで提出する。
※メール: miraitoushi@pref.gunma.lg.jp
※メール件名を「**【質問事項】産業集積マップ制作業務**」としてください。
※メールにより質問を提出した後は以下まで必ずご連絡願います。
(電話) 027-898-2792
- (4) 提 出 先 群馬県産業経済部未来投資・デジタル産業課未来投資係
- (5) そ の 他 質問に対する回答は、10月8日(水)までに質問者へメールで回答します。
質問の内容や回答は、個別の企画提案の内容に関わるものを除き、県ホームページに公開する場合があります。
また、回答は本要領及び仕様書の追加又は修正等として扱うことがあります。
※質問提案者名は非公開

10 応募の手続き等

応募する場合は、次のとおり**ア～シの電子データ(PDF)**を提出する。

- (1) 提出書類
- | | |
|-----------------|-----|
| ア 企画提案書表紙(様式3) | 1 部 |
| イ 企画提案書本体(任意様式) | 1 部 |
- ※別添仕様書の6に掲載する項目を踏まえ、構成やデザインについて、具体的に示すこと。
※文字や写真の部分にはダミーを当てはめてマップ全体の完成イメージを提示すること。
※本実施要領「11 審査」の審査項目に合致する内容とすること。
※第三者に再委託する場合は、その業務区分を示すこと。
- | | |
|-----------------------------|-----|
| ウ 業務実施体制表(様式4) | 1 部 |
| エ 作業工程(任意様式) | 1 部 |
| オ 類似の業務実績がある場合にはその実績書(任意様式) | 1 部 |
| カ 費用見積書(任意様式) | 1 部 |
- ※宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、見積書の内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記してください。
- | | |
|---------------------------------|-----|
| キ 会社概要(パンフレット等) | 1 部 |
| ク 定款(法人格を有しない場合、運営規約に該当するもの)(*) | 1 部 |
| ケ 法人登記簿謄本の写し(*) | 1 部 |
| コ 決算書の写し(*) | 1 部 |

サ 誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）（様式5）（*） 1部

シ 課税（免税）事業者届出書（様式6）

ス その他資料（適宜）

※その他、提供できるサービス、本事業に関する提案等があれば自由に記載すること。

※*印の付いた書類については、「令和6・7年度群馬県物品等購入契約資格者名簿」登載者は提出不要です。

（2）提出方法・提出期限

ア 提出方法 （3）の提出先あて、メールで提出する。

※メール件名を「【応募】産業集積マップ制作業務」としてください。

※メールにより書類を提出した後は（3）提出先まで必ずご連絡願います。

※メールは一通につき7MBまでしか受信できないため、超過する場合は県が指定するファイル共有システムをご案内しますので、事前にご連絡ください。

イ 提出期限 令和7年10月20日（月）午後5時 必着

（3）提出先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県産業経済部未来投資・デジタル産業課未来投資係

（メール）miraitoushi@pref.gunma.lg.jp （電話）027-898-2792

（4）応募書類の取扱い

・提出された応募書類は返却しません。

・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。

・提出書類は事業者の選定のために使用し、機密保持には十分配慮いたします。ただし、提出書類は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）、群馬県情報公開条例（平成12年6月14日条例第83号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となりますので御承知おきください。

（5）その他注意事項

・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。

・提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできません。

・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。

・提出後に辞退する場合には速やかにご連絡いただくとともに、その旨を書面にて提出願います。

11 審査

提出された書類に基づき、以下の項目を審査し、受託の優先交渉者を決定します。

ただし、審査するうえで必要が生じた場合に、ヒアリング等を実施することがあります。

なお、審査結果は、令和7年10月29日（水）午後5時までに、応募者全てに連絡します。

（審査基準）

事業適合性	・本事業の趣旨や目的に沿った内容となっているか。 ・提案内容は総合的に見て適当なものか。
デザイン性	・ターゲットである企業関係者の関心を惹く構成・内容になっているか。 ・県内の産業集積の様子がわかりやすく表現されたデザインか。 ・群馬県の強みを効果的に発信できる内容となっているか。
実現性	・業務遂行能力は十分か。 ・スケジュールは適当か。

	・業務の実施体制が十分に整備されているか。
費用の妥当性	・見積内容、金額は妥当か。

12 契約

- ・上記 11 において選定された優先交渉者と契約締結の交渉を行います。
- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、契約締結の交渉にあたっては、企画提案書の内容について調整を行い、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定します。
- ・なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・委託により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属します。

13 その他

- ・本実施要領に定めのない事項、又はこの要領の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、群馬県知事が定めるものとします。